

令和5年4月

## 長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

## 令和5年4月総会議事録

1 日 時 令和5年4月14日（金） 午前9時27分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件  
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (3件)

第2号 農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について  
(利用権2件・農地中間管理事業に係る利用権7件)

### 報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）  
(4件)

3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (2件)

4 その他

・次回総会 5月15日（月） 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 5月 1日（月） 予定

・農地利用最適化推進地区別会議

長門地区 4月25日（火） 午前10時から 市役所4階会議室

三隅地区 4月25日（火） 午後 2時から 三隅支所

日置地区 4月27日（木） 午前10時から 日置農村環境改善センター

油谷地区 4月27日（木） 午後 2時から ラポールゆや

4 出席委員（18人：議席順）

2番 藤川 久志

3番 大田 寛治

4番 林 一志

5番 深水 一男

6番 河野 八千代

7番 高林 司

8番 名和田 栄治

9番 大田 裕美

10番 大汐 光晴

11番 岡島 史真

12番 林 弘幸

13番 岡本 勇二

14番 木村 正雄

15番 中野 晴人

16番 末永 恵子

17番 山近 洋祐

18番 松田 昭洋（会長職務代理者）

19番 大野 耕作（会長）

5 欠席委員（1人）

1番 野中 保志

6 農業委員会事務局職員

|        |       |
|--------|-------|
| 事務局長   | 角谷 隆士 |
| 事務局長補佐 | 坂倉 幸三 |
| 書記     | 北村 実瑛 |

## 7 会議の概要

議 長  
(会長)  
挨拶

令和 5 年 4 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 2 件、報告事項 3 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、3 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 5 年 4 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名でございます。本日の出席委員は 18 名、欠席委員は 1 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

13 番、岡本勇二委員、14 番、木村正雄委員、よろしくお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 5 年 4 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,425 m<sup>2</sup>。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人の要望に応じることとした。譲渡人は、高齢のため農道も狭く農業機械も入らない状況から、耕作が困難なの

で譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から西へ約 1.1km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当7番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

7 番

7番、担当の高林です。

4月4日に、会長、事務局、推進委員の中野さんと私で現地に行き、確認をいたしました。

現地は、●●と●●の境のところにありました。

今回は所有権の移転ということで、地主の●●さんとは高齢で、他地区に住まれているため、耕作者の●●さんに、譲渡することを決められました。

耕作者の●●さんは、お父さんの代からになりますが、約30年前から耕作をされ、現在は、息子さんが継いでおられます。今後は、野菜やイモ類を植えて、管理をされるそうです。

別に問題はないと思いますので、皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明いたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は21㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●▲丁目▲番▲号、●●▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、申請地の傍らに居住しており、家庭菜園をする土地を探していたところ、譲渡人から譲り受けてもらいたいと話があったので、要望に応じることとした。譲渡人は、相続により取得した農地であるが、現在、●●県に居住しており、将来も自作する見込みがないので譲渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から東南東へ約4.9kmに位置する農地です。

また、5ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作

業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の2番、藤川委員、補足説明をお願いいたします。

2 番

2番、藤川です。

4月4日、大野会長、事務局と私で現地確認をいたしました。

この土地は、推進委員の●●さんの、子供さんの所有地の隣接地で、この地図の中に●●って書いてある家を買われて、その隣に小さい畑があるんですけど、そこを一緒に買われたいみたいです。国道のすぐ下にあるんですけど、別に問題はないと思われます。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見がある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号3について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明に入ります。

番号3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は794㎡。ほか1筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、当該農地を借り受け水稻作付を行っていた

ところ、譲渡人からの申し出があり、自己所有地の隣接地であり一体的に管理できることから、これに応じることとした。譲渡人は、●●県に居住しているため、耕作等に係る管理が困難であることから賃借人に売り渡すことにした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。●●から南南東へ約 2.1 k m に位置する農地です。

また、7 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長            引き続いて、当地区担当、8 番、名和田委員、補足説明をお願いいたします。

8 番            8 番、担当の名和田です。

4 月 4 日、大野会長、松田推進委員、事務局と私で現地を確認いたしました。

先ほどの、事務局の説明の通りで、1 枚の田の中に譲受人と譲渡人の農地があるような状況で、耕作者が譲り受けるということで、問題ないかと思われます。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長            事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | (質問、意見なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長        | <p>質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。<br/>本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長        | <p>挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたしました。</p> <p>引き続いて、議案第 2 号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局長<br>補佐 | <p>それでは、説明いたします。3 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 2 号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。</p> <p>令和 5 年 4 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。</p> <p>令和 5 年 5 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。</p> <p>まず、従来からの利用権設定です。2 ページをご覧ください。</p> <p>賃貸借のみとなりますが、長門地区が、1 件 5 筆の 3,681 m<sup>2</sup>。油谷地区が、1 件 2 筆の 6,037 m<sup>2</sup>。</p> <p>計が、2 件 7 筆の 9,718 m<sup>2</sup>です。</p> <p>詳細につきましては、3 ページ以降をご覧ください。</p> <p>次に、5 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。</p> <p>賃貸借ですが、三隅地区が、1 件 2 筆の 3,697 m<sup>2</sup>。長門地区が、3 件 5 筆の 11,567 m<sup>2</sup>。日置地区が、2 件 7 筆の 12,947 m<sup>2</sup>。</p> <p>計が、6 件 14 筆の 28,211 m<sup>2</sup>です。</p> <p>使用貸借については、長門地区が、1 件 1 筆の 537 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>合計しますと、三隅地区が、1 件 2 筆の 3,697 m<sup>2</sup>。長門地区が、4 件 6 筆の 12,104 m<sup>2</sup>。日置地区が、2 件 7 筆の 12,947 m<sup>2</sup>。</p> <p>総計で、7 件 15 筆の 28,748 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>詳細につきましては、6 ページ以降をご覧ください。</p> |

改正前基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長 議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。  
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。  
引き続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項 1 について、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長 では、説明に入らせていただきます。資料の 8 ページをご覧ください。  
報告事項 1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。  
番号 1。  
土地の所在、●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は畑、面積は 796 m<sup>2</sup>。  
申請者は、●●▲▲番地▲、株式会社●●、代表取締役、●●さん。  
現地は山林化しており、農地としての活用は不可能な状態となっていることから、令和 5 年 3 月 7 日に大野会長、大汐委員、事務局とで現地を確認し、令和 5 年 4 月 4 日付けにて山林として証明をしております。  
ほか 1 件の証明をしております。  
以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2 の説明を、お願いいたします。

事務局長

それでは、9 ページをご覧ください。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

借受人は、●●市●●▲▲番地▲、●●さん。

土地の所在は、●●字●●、地番▲▲番▲、地目は田、面積は 1,571 m<sup>2</sup>。

令和 5 年 3 月 9 日に合意解約しております。

ほか 3 件の合意解約でございます。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 3 の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明いたします。10 ページをご覧ください。

報告事項 3、公共事業の施行に伴う農地の転用についてでございます。

番号 1。

内容としましては、●●川災害復旧工事施工に伴う工事用仮設道路設置のための一時転用でございます。

令和 5 年 3 月 7 日に受理通知をしております。

ほか 1 件の公共事業の施行に伴う農地一時転用となります。

以上でございます。

議 長

ただいま、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長  
補佐

次回の農業委員会定例総会ですが、5月15日、月曜日、午前9時30分から長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、5月1日、月曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等、連絡いたしますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

また、今月は、農地利用最適化推進地区別会議を開催いたします。

4月25日、火曜日、午前は、長門地区、午後は、三隅地区、4月27日、木曜日、午前は、日置地区、午後は、油谷地区の予定としております。ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

事務連絡については、以上となります。

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。  
お疲れでございました。

終了時間      午前10時00分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和5年4月14日

長門市農業委員会会長      大    野        耕        作

議 事 録 署 名 委 員      岡    本        勇        二

議 事 録 署 名 委 員      木    村        正        雄